

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和 5 年度 松川町資料館運営委員会

2 開催日時 令和 6 年 3 月 27 日(水) 15 時 30 分～16 時 30 分

3 開催場所

松川町資料館 視聴覚室

4 出席者氏名

資料館運営委員

米山郁子委員 亀山勝保委員 米澤正幸委員 矢澤登委員 中村美幸委員

事務局

資料館長:福島俊美 文教施設係長:矢沢秀子 文教施設係:伊坪達郎 米山梓

5 協議事項

(1)令和 5 年度 事業報告

6 報告事項

(1)図書館・資料館 大規模改修について

(2)旧上片桐村役場文書の取扱について

7 傍聴人の数

なし

8 会議資料の名称

令和 5 年度 松川町資料館運営委員会資料

9 審議の概要

1.開会

2.挨拶

資料館長・運営委員長

3.協議事項

(1)令和5年度事業報告

<説明>

令和5年度事業報告について資料に基づき事務局より説明

<質疑>

◎史学会について

委員 A 新規事業としてまつかわ講座などやってもらってありがたい。最近気になっているのは史学会との連携について。コロナ前は史学会の活動として町外、県外研修や機関誌の発行など活発に活動していた。現在はどのような状態なのか。そして今後どうしていくのか。

事務局 議会でも回答させていただいたが、コロナの影響で活動を休止していたことにくわえて事務局担当が発掘調査などで多忙だったことから現在も休止が続いている状態。今後は事務局を資料館に移行していきたいというような話もある。若い人にも参加してもらえそうな集まりになればいいと考えている。

委員 B 現在史学会員はどのくらいいるのか。

事務局 正確には把握できていないが、代表者に聞いたところでは100人近くいるという。ただ、高齢化が進んでおり実際に活動に参加できる会員は少なくなっている可能性が高い。

委員 C かつての史学会はとても活発に活動していた。史学会では色々な所へ行き、色々なものを見せてもらった。今は高齢化が進んでしまいほとんど活動していない。若い人にも参加してもらいながらどうかこの活動の火を消さないように続いていくといいと思う。

事務局 来年度から少しずつ活動を再開できるように働きかけていきたい。

◎展示について

委員 D 2月～3月展示ホールで展示をさせてもらった。グループの人たちにもとても喜んでもらえてよかった。引き続きできることがあれば協力したい。展示をしてみて、家族や友

人など、資料館に初めて来た人が多くおり、みんな来館してすごいと言ってくれる。住民が展示をすることによってそのように周辺の人たちも来館するきっかけになる。周りの人が来館することで資料館のことが広まっていく。これからも積極的に展示ホールを活用してほしい。

委員 E 展示ホールで展示ができることをどのように周知しているのか。町民にそのことは伝わっているのか。

事務局 公民館などを使って周知しているが、まだ広く伝わっているとは言えない。引き続き多くの方に利用いただけるよう周知に努めていくが、委員の皆様もぜひ資料館で気楽に展示発表ができるということをぜひ周りの人にも伝えていただけるとありがたい。

委員 B 以前視察した兵庫県の博物館では、季節ごとの展示があり、お雛様や兜飾りなどを展示していた。そこでは兜をかぶって写真を撮ることが出来るコーナーもあった。そういう風に展示してみるのもよいのではないか。

事務局 ぜひ参考にさせていただく。

4.報告事項

(1) 図書館・資料館大規模改修について

<説明>

図書館・資料館大規模改修について資料に基づき事務局より報告

<質疑>

委員 B 現場事務所をえみりあの駐車場に設けるとのことだが、工事期間中駐車スペースはどのくらい減るのか。

事務局 基本的に現場事務所で使用するのは中央小学校や名子中央保育園の職員の駐車スペースとして使用しているところ。工事期間中職員の駐車場は学校等を最大限使用してもらうよう伝えているので利用者の駐車スペースは減らない予定である。ただし、小中学校の行事などがある場合には混雑することが予想される。そういった場合は小中学校で連携してもらい、お互いの校庭を使ってもらう等の対応を考えている。

(2) 旧上片桐村役場文書の取扱について

<説明>

委員 A この資料は昭和 50 年代に先人たちが後世に残した方がよいものを役場文書の中からピックアップして目録したものであり、一番危惧しているのは先人が整理し引き継いできた資料がこの先理解する人が減っていくことで処分されてしまうことがあるかもしれないということ。それが一番の心配。資料館には大島村や生田村の文書もある。上片桐の文書も早く資料館に移管して一緒に保管していかなければならないと思う。

事務局 旧上片桐村文書については、法務局から戸籍に関する資料が混ざっていることについて指摘を受けた。その他の文書については役場担当課と協議して早めに移管できるようにしたい。

委員 B 移管するための仕分け作業にはどのくらいの期間がかかるのか。

事務局 法務局から指摘を受けた段階で資料の中から戸籍関係の資料や法律上別途管理すべき文書については抜き出してあり、仕分け作業はすでに終わっている。

委員 B 役場の他の文書と一緒にならないように箱に上片桐村役場の文書であることが明記されているのか。

事務局 目録を作成し整理した段階で箱にはすべてラベリングしてあり、他の文書と混ざらないようになっている。総務課や住民税務課とは今後も旧上片桐村役場文書の取扱について引き継いでいくよう申し合わせがされているが、今後の取扱については早めに関係課と協議していく。

5.閉会

以上